

## とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の目的

鳥取県が鳥取県内の経済団体や高等教育機関等と協働で実施する鳥取県インターンシップ推進事業（以下「とっとり I S」という。）に登録された実習プログラム（以下「プログラム」という。）への鳥取県内外の大学生、短期大学生、専門学校生及び工業高等専門学校生、外国人留学生（以下「学生等」という。）の参加促進を図り、学生等の鳥取県内就職に繋げていくため、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）をはじめとするインターネットを活用した媒体での高頻度かつ内容に富んだプログラム等とっとり I Sの広報を行う。

#### (2) 業務の内容

(1) で掲げた目的を達成するため、次の方法によりとっとり I Sを広報すること。

##### ア SNSを活用した学生等に対するとっとり I S参加促進に係る広報業務

###### (ア) 広報内容

とっとり I S参加募集の告知、優良プログラムの紹介、学生等の多様な志向に沿った業種・職種別プログラム特集、参加学生等の感想、プログラム登録企業担当者からのPR、学生等が取材した鳥取県内企業紹介記事、鳥取県内企業経営者・社会人との意見交換会や合同企業説明会等鳥取県内就職促進イベント、「とっとりヘウエルカニネットワーク」「県内定着学生プラットフォーム」等の学生等による鳥取県出身・在住者同士の交流・関係づくり企画、その他とっとり I Sに関連した施策等に係る記事について、(イ) aからdに規定する媒体へ投稿すること。なお、投稿は文字、絵文字、画像、動画によるものとする。

###### (イ) 使用する媒体

###### a とっとり I Sの Instagram 公式アカウント

(既定) [https://www.instagram.com/tottori\\_internship/](https://www.instagram.com/tottori_internship/)

###### b とっとり I Sの X公式アカウント

(既定)

[https://twitter.com/intent/follow?original\\_referer=https%3A%2F%2Fwww.tottori-internship.net%2F&ref\\_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Ebuttonembed%7Ctwterm%5Efollow%7Ctwgr%5E0a6QpWefCXQcI23&region=follow\\_link&screen\\_name=0a6QpWefCXQcI23](https://twitter.com/intent/follow?original_referer=https%3A%2F%2Fwww.tottori-internship.net%2F&ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Ebuttonembed%7Ctwterm%5Efollow%7Ctwgr%5E0a6QpWefCXQcI23&region=follow_link&screen_name=0a6QpWefCXQcI23)

###### c とっとり I Sの LINE 公式アカウント (既定) <https://lin.ee/kMHT5m5>

###### d その他学生等に対し安全かつ効果的な情報発信ができる媒体として鳥取県が認めるもの (新設)

###### (ウ) 使用する媒体の機能及びセキュリティ

###### a (イ) a及びbについては、(ア)の記事を優先表示させるうえで必要な機能を鳥取県に提案のうえ活用すること。

###### b (イ) aからcについては、とっとり I S公式ホームページや問合せフォーム、(ア)の記事の詳細や関連情報がわかるウェブサイト等に簡単に接続できる視認性の高い導線（リッチメニュー、画像リンク、アイコン等）を設けること。

###### c (イ) aからcについては、アカウント閲覧者の属性や流入経路、閲覧数や閲覧数の推移等について、アの業務を効果的に実施するうえで必要な分析機能を鳥取県に提案のうえ活用すること。なお、分析内容は月1回以上鳥取県に報告すること。

###### d (イ) aからcについては、アカウントの偽装、乗っ取り等を防止するため、二段階認証設定等のセキュリティ対策を講じること。

###### (エ) 更新頻度

(イ) a及びbにおいては月10回以上、(イ) cにおいては月1回以上投稿を行うこととする。ただし、(イ) aはフィード投稿及びストーリーズ投稿又はリール投稿をそれぞれ月10回以上投稿すること。なお、(イ) aからcの投稿頻度は、アカウント登録者の増減等の事情に応じて、鳥取県と協議のうえ、合計月30回以上の範囲内で各媒体の投稿頻度を増減することができるものとする。

(オ) 登録・フォロー促進

- a (イ) aへの学生等の登録(フォロー)・動画保存・好反応(いいね)促進を行う等、情報が拡散するような工夫を行うこと。
- b (イ) bへの学生等のフォロー・リポスト促進を行う等、情報が拡散するような工夫を行うこと。その際、学生等の関心が高い鳥取県内各地域の旬の情報や鳥取での暮らしを具体的にイメージできる鮮度の高い情報等をプログラム情報と併せて発信するなど、当該媒体の特徴に合わせた情報発信を行うこと。
- c (イ) cへの学生等の登録促進を行うとともに、既読率を高める工夫を行うこと。
- d 鳥取県がとっとりISを委託する団体等(以下「他の委託機関」という。)が(イ)cを使った学生等への相談対応や一人ひとりの志向に沿ったプログラム案内、円滑な参加のための連絡調整を行う仕組みを構築するとともに、他の委託機関との情報共有・連絡等の連携を密にして学生等を他の委託機関に迅速かつ円滑に取り次ぐこと。
- e (イ) dを設置する場合は、学生等の登録・閲覧促進を行う等、情報が拡散するような工夫を行うこと。

(カ) 新たに使用する媒体の公式アカウントの開設

とっとりISの広報のため、鳥取県が必要と認める場合は、(イ) dを新たに設置すること。この場合、(ウ) 及び(オ)の規定を準用する。更新頻度については、設置にあたり1月あたりの最適な更新頻度について鳥取県と協議の上定めること。なお、アカウント名称は「とっとりインターンシップ」とすること。

イ とっとりIS公式Webサイトを通じた学生等に対するとっとりIS参加促進に係る広報業務

(ア) 広報内容

とっとりIS参加募集の告知、優良プログラムの紹介、学生等の多様な志向に沿った業種・職種別プログラム特集、参加学生等の感想、プログラム登録企業担当者からのPR、学生等が取材した鳥取県内企業紹介記事、鳥取県内企業経営者・社会人との意見交換会や合同企業説明会等鳥取県内就職促進イベント、「とっとりハウエルカニネットワーク」「県内定着学生プラットフォーム」等の学生等による鳥取県出身・在住者同士の交流・関係づくり企画、その他プログラム及びとっとりISに関連した施策等について記事を作成し、とっとりIS公式Webサイトに効果的に掲載すること。

(イ) 使用する媒体

とっとりISの公式Webサイト(既定) <https://www.tottori-internship.net/>

(ウ) 更新頻度

月4回以上新着記事を掲載することとする。

(エ) デザイン

学生等が興味や関心を高め、見やすいデザイン(色使い、レイアウト、フォント等)とすること。

(オ) 他のとっとりIS関係機関との連携

記事作成にあたっては、他の委託機関との情報共有・連絡等の連携を密にし、鳥取県の承認を受けてWebサイトへの掲載を行うこと。

ウ 学生等との連携

(ア) 方法

学生等と連携し、プログラム参加促進のための学生目線の記事を作成するとともに、ア、イにおいて広報を行うこと。必要に応じて鳥取県が「とっとりハウエルカニネットワーク」「県内定着学生プラットフォーム」「とっとり若者活躍局」に所属する学生等との連携を調整することとする。この場合、取組の計画、工程、手法等につき鳥取県及び鳥取県内高等教育機関と事前に調整のうえ実施することとし、実施後は実施概要を鳥取県及び鳥取県内高等教育機関に報告すること。

(イ) 記事の作成・広報数

令和8年度の上半期・下半期で各2本以上作成し、年5回以上広報を行うこと。

エ 学生等に対するプログラム参加促進事業の企画

学生等へのプログラム参加促進のためのキャンペーン、交流会等の企画・広報・運営を年1回以上行うこと。企画にあたっては学生等の意見を取り入れる仕組みを設けるとともに、広報・運営のいずれかにおいて学生等が参画すること。必要に応じて鳥取県が「とっとりヘルカニネットワーク」「県内定着学生プラットフォーム」「とっとり若者活躍局」に所属する学生等との連携を調整することとする。

オ 学生等に対する広報物の作成・配布

(ア) 学生等向け広報物

鳥取県内外の高等教育機関、鳥取県内の高等学校や学生等利用施設、鳥取県内就職促進イベント等において、広く学生等にとっとりISを周知するため、パンフレット等の広報物を作成・配布すること。学生等が興味を持ち、思わず手に取りたくなるデザインとするとともに、参加方法や参加の利点等がわかりやすく、キャリア学習や就職活動に役立てやすいような構成、県内就職意欲を高めるうえで効果的な表現を採用すること。なお、作成にあたっては、他の委託機関との情報共有・連絡等の連携を密にし、原稿作成や校正の段階で鳥取県の承認を受けること。

(イ) プログラムPRチラシ

他の委託機関が行うプログラムやとっとりIS関連イベントのPRに係るチラシ作成に協力すること。ただし、チラシの作成・配布に係る経費は当該業務を担当する他の委託機関の負担とする。

カ その他

ア～オの各事業の実施に付随する業務を行うこと。また、鳥取県の指示により鳥取県インターンシップ推進協議会、運営部会及び連絡会への出席による説明及び事業計画や実施状況に関する資料提供を行うこと。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 予算額

金4,337,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) その他

ア 本件業務を達成するために必要な一切の経費は、契約の相手方(以下「受注者」という。)の負担とする。

イ 本件業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

2 提案の募集方法

公募型(参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。)とし、この公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施要領等を令和8年2月24日(火)から同年3月13日(金)までの間インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和8年2月24日(火)から同年3月13日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所 8の(1)の場所

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

- (4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体の地方就職促進を目的とする業務により学生等に対するSNSをはじめとするインターネットを活用した媒体での企業の情報、強み、魅力等の発信を行った実績があると認められる者であること。
- (5) 本件調達のお知らせ日から企画提案書等（以下「提案書」という。）の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件調達のお知らせ日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

#### 4 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年3月4日（水）午後5時15分までに、様式第1号「参加申込書」、様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書」、様式第3号「個人情報の管理に係る申告書」及び3の（4）を証する書類（以下「参加申込書等」という。）を電子メールにより8の（1）の場所に提出すること。

なお、参加資格の確認結果は、令和8年3月9日（月）までに参加申込書等の提出者に通知する。

#### 5 質問の受付

提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和8年3月5日（木）午後5時15分までに8の（1）に示す問合せ先に対し行うこと。

なお、質問の手段については、電子メールによること。

また、質問のあった事項については、回答状況をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)で同月9日（月）までに逐次公開する。

#### 6 提案書の提出

##### (1) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）により、8の（1）の場所に送付すること。

##### (2) 提出期間

令和8年2月24日（火）から同年3月13日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年3月13日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

##### (3) 提出部数

7に示す書類各6部（正本1部、写し5部）

##### (4) その他留意事項

ア 提出された提案書は返却しないものとする。

イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定による公文書の開示の対象になる（同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。）ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

## 7 提出書類

- (1) 企画提案書（A4サイズ）
- (2) 会社概要（会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可）
- (3) 見積書  
宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とし、経費の明細を算出した上でその経費（内訳を含む）を記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。  
なお、1の（4）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。
- (4) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類（様式任意、A4サイズ5枚以下）

## 8 書類の提出先及び問合せ先

- (1) プロポーザルの手続及び業務の仕様に関する担当部局  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課  
電話 0857-26-7647  
電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

## 9 選考

- (1) 提出された提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会の審査員は、別添「とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザルに係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、提案書の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。
- (3) 審査は書面及びプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの実施については提案者に別途通知する。なお、提案者に対しては、書面審査期間中必要に応じて、審査員からの質疑への回答及び追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。
- (4) 本プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、提案書の内容にかかわらず失格とする。
- (5) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 10 契約

- (1) 契約の締結  
9の（2）により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書（明細書含む。）を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。  
なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約保証金  
受注者は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約額の減額

1 (2) ア(エ)、イ(ウ)、ウ(イ)及びエに規定するいずれかの回数の達成率が70%を下回った場合は、契約額の5%に相当する金額(小数点以下切り捨て、以下同じ。)を減額することとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

1 1 本プロポーザルのスケジュール

令和8年 2月24日(火) プロポーザル公募開始

3月 4日(水) 参加申込みの締切り

3月 5日(木) 質問事項の締切り

\* 質問内容の回答状況は逐次ウェブページで公開する。

3月13日(金) 提案書の提出期限

4月上旬 審査結果の通知及び契約締結

1 2 その他

(1) 提案書の無効

3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合であってもはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体であってもはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) その他

鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルを中止し、その旨を参加申込者に通知する。